

いわき市立泉小学校「学校いじめ防止基本方針」

本校は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日施行法律第71号）に基づき、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

（基本理念）

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等の対策を行う。

（いじめの禁止）

児童は、いじめを行ってはならない。

（学校および職員の責務）

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や他の関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、その再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

（1）基本施策

① 学校におけるいじめの防止

- ア 学校の重点目標のひとつに「いじめのない学校」を掲げ、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- イ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、すべての教育活動を通じた道徳教育および体験活動等の充実を図る。
- ウ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図る。

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次の通り実施する。

- 児童対象いじめアンケート調査 年3回（6月、10月、1月）
- 保護者対象教育相談 年1回（11月）

イ いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるように次の通り相談体制の整備を行う。

- 心の教室相談員の活用
- いじめ相談窓口の設置

ウ いじめ防止等のための研修

いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめ防止等に関する職員の資質の向上を図る。

③ インターネットを通じて行われるいじめに対する方策

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

① いじめ防止等の対策のための組織「生徒指導委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「生徒指導委員会」を設置する。

【構成員】

校長、教頭 生徒指導主事、学年主任、学年生徒指導担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター

【活動】

- いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）。
- いじめの防止に関すること。
- いじめ事案に対する対応に関すること。
- いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。
- いじめに関する教職員の共通理解と意識啓発に関する研修。
- 重大事態への対応に関すること。
- 構成員を決定すること。

【開催】

月1回を定例会にし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

② いじめに対する措置

ア いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

ウ いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要な措置を、保護者と連携を図りながら、対応する。

エ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

オ 犯罪行為として取り扱われるいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

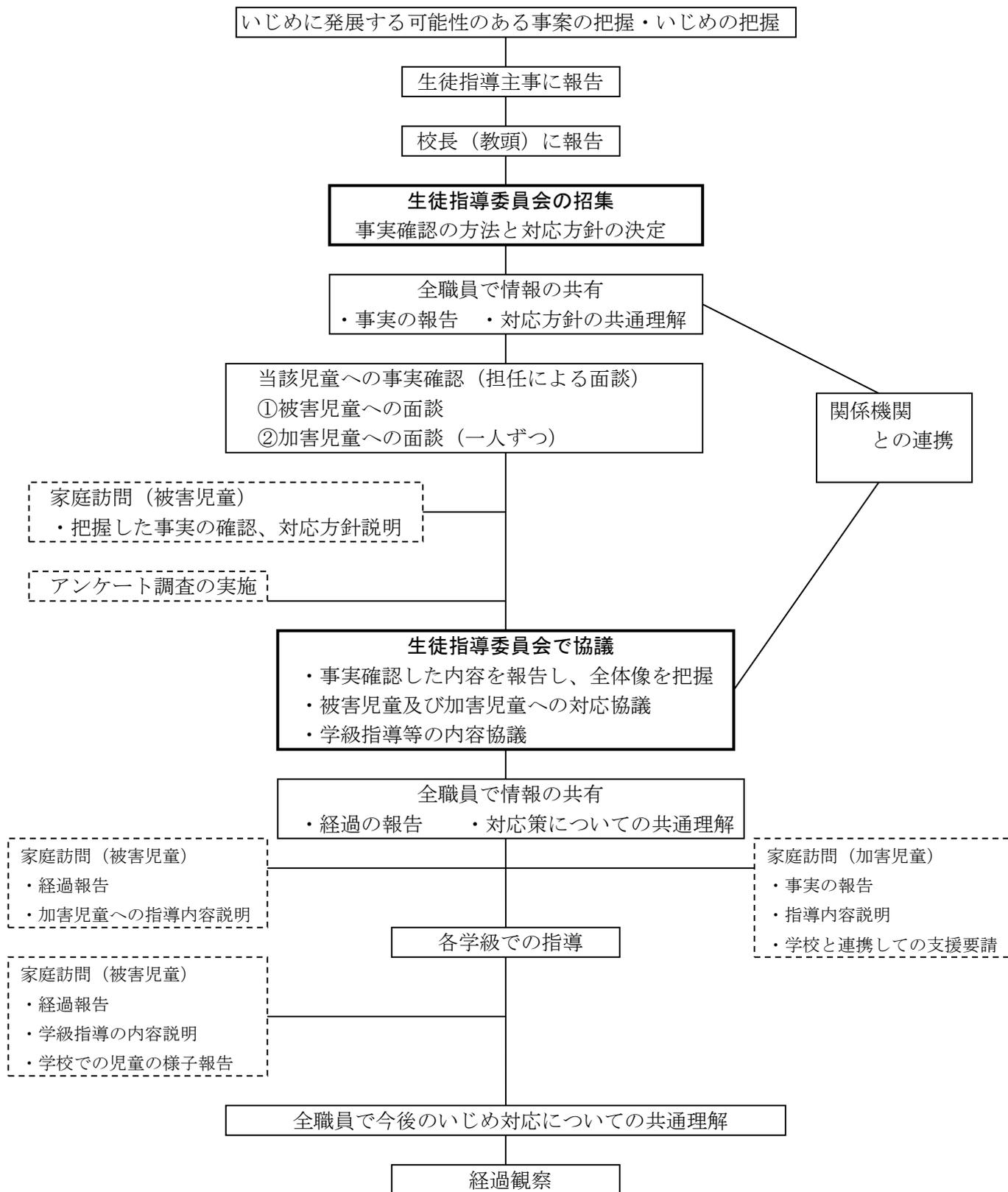
(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

ア いじめの早期発見に関する取組に関すること

イ いじめの再発を防止するための取組に関すること

いじめ対応マニュアル（いじめを把握したとき）



重大事故対応について

いじめの疑いに関する情報

- 生徒指導委員会でいじめの疑いに関する収集と記録、共有を行う。
- いじめの事実の確認を行い、結果をいわき市教育委員会に報告する。

重大事態の発生

- いわき市教育委員会に重大事故の発生を報告する。
 - ・「生命、心身又は財産に重大に被害が生じた疑い」
 - ・「相当の期間、学校を欠席することが余儀なく」されている疑い
- * 「生徒や保護者からいじめられて重大事故に至ったという申し立てがあったとき

学校の設置者の指導・支援のもと、以下の対応にあたる

○学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- * 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- * 第22条に「基づく「いじめの防止等の対策のために組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えることも考える。

○調査組織で、事実確認を明確にするための調査を実施

- * いじめ行為の事実確認を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- * たとえ、調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合う。
- * これまでの学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

○いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

- * 調査より明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）する。
- * 関係者の個人情報をも十分に配慮する。ただし、いたずらに個人情報を盾に説明を怠ることのないようにする。
- * 得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置をとる。

○調査結果を学校の設置者に報告

- * いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

○調査結果を踏まえた必要な措置